

# チェックリスト(申請時)

## 【必要書類】

- チェックリスト(この書類)
- エコライフ住宅推進事業助成金交付申請書(第1号様式)
  - ▷ 「消費税(および地方消費税)」は当事業の助成対象となりません。
- 申請者の住民票(世帯全員、続柄の記載のあるもの)
  - ▷ 【発行場所】市民課(市役所本館1階)又は防府市各出張所。
  - ※ 申請には本人確認書類(免許証等)が必要です。
- 申請者の「滞納のないことの証明書」
  - ▷ 【発行場所】市民課(市役所本館1階)、課税課諸税係(市役所本館3階)又は防府市各出張所。
  - ※ 申請には本人確認書類(免許証等)が必要です。
  - ※ 「納税証明書」の標記で発行され、「市税について滞納はありません。」と記載があれば申請に使用できます。
- 最新の「固定資産税・都市計画税課税資産明細」(コピー)
  - ▷ 「2026年度固定資産税・都市計画税納税通知書」及び「固定資産税・都市計画税課税資産明細」は、2026年4月中旬に市役所から発送予定です。
  - ▷ 紛失した場合は、「名寄帳兼課税台帳」のコピーを提出してください。
  - ※ 名寄帳兼課税台帳は、課税課諸税係(市役所本館3階)又は防府市各出張所で発行されます。
  - ※ 名寄帳兼課税台帳の申請には、本人確認書類(免許証等)が必要です。
  - ▷ 建物を購入した直後などで、固定資産税が賦課されていない場合は、権利証のコピーまたは登記事項証明書・謄本(建物)のコピーを添付してください。
- 工事の見積書(コピー)
  - ▷ 見積書に、施工業者の印があることを確認してください。
  - ▷ 見積額の税別(「税込」か「税抜」)について明示してください。
  - ▷ 見積書に対象外工事等が含まれる場合は、その旨明記してください。
  - ▷ 「木材使用リフォーム」の内容が含まれる工事がある場合は、使用数量や内訳が分かるよう明記してください。
- 工事前の現場写真
  - ▷ 複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。
  - ▷ 台紙が足りない場合は、コピーして使用してください。
  - ▷ やむを得ない理由(屋根工事等)で施工前写真を撮ることができない場合は、その旨をご連絡ください。
- カタログや性能がわかるもの(写しやコピーでも可)
  - ▷ 規格条件があるものは、条件に適合していることが証明できる書類を提出ください。

## 【木材使用リフォームを行う場合】

- 木材使用リフォーム施工内容内訳書
- 山口県産木材使用証明書兼誓約書
  - ▷ 木材使用リフォームにおいて、山口県産木材の使用割合が70%を超える場合のみ提出ください。

## 【申請者と建物所有者が異なる場合】

- 申請者と建物所有者の続柄を証明する書類(戸籍謄本のコピー)
  - ▷ 住民票などで、続柄がわかる場合は不要です。
  - ▷ 市民課(市役所本館1階)又は防府市各出張所で発行されます。
  - ※ 申請には本人確認書類(免許証等)が必要です。
- 建物所有者の市税の「滞納のないことの証明書」
  - ▷ 建物所有者が市外にお住まいの場合も、防府市が発行するものを提出ください。
  - ▷ 市民課(市役所本館1階)、課税課諸税係(市役所本館3階)又は防府市各出張所で発行されます。
  - ※ 申請には本人確認書類(免許証等)が必要です。